

# 空家等対策アクションプログラム(追補)

令和 8 年 5 月

浜 田 市

## 第4 計画期間

「第4 計画期間」に次の事項(枠内)を追加する。

第2期浜田市空家等対策計画の計画期間を1年延長し、計画期間を令和9年度までとすることから、計画を補完する空家等対策アクションプログラムの計画期間を1年延長し、計画期間を令和9年度までとします。  
あわせて、6年目の「目標」を示します。

## 第8 目標

「第8 目標」に次の事項(枠内)を追加する。

### 6年目（令和9年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を20件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を65件とする。